

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。  
引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和4年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 401,294 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	42,834	230	42,604	6,577
		身体障害者福祉費	16,538	12,102	4,436	685
		知的障害者福祉費	67,494	33,679	33,815	5,221
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	129,546	25,714	103,832	16,030
		障害者自立支援費	898,399	647,675	250,724	38,708
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,542,298	1,194,991	347,307	53,618
		児童福祉施設費	139,551	3,630	135,921	20,984
		児童措置費	799,493	545,072	254,421	39,278
	生活保護費	生活保護総務費	66,308	0	66,308	10,237
		扶助費	695,425	565,778	129,647	20,015
	小 計		4,397,886	3,028,871	1,369,015	211,353
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	339,902	194,915	144,987
老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)			558,708	51,622	507,086	78,285
後期高齢者医療費			541,121	101,664	439,457	67,845
小 計		1,439,731	348,201	1,091,530	168,514	
保健衛生	保健衛生費	予防費	74,568	1,719	72,849	11,247
		保健活動費	19,160	690	18,470	2,851
		健康増進費	44,451	0	44,451	6,862
		地域医療対策費	3,025	0	3,025	467
	小 計		141,204	2,409	138,795	21,427
合 計		5,978,821	3,379,481	2,599,340	401,294	